

# 相談センターニュース

HANREPO

## 平成25年度下半期の相続相談の状況

相談内容	件数	
<b>相続登記</b>	(98)	132
どのような書類が必要か	(30)	33
いつまでにしなければならないか	(3)	3
費用の概算を知りたい	(21)	15
登記申請の仕方	(28)	44
その他	(16)	37
<b>遺産分割</b>	(279)	252
一般的な手続きの進め方	(92)	60
誰が相続人になるか	(16)	25
相続人の判断能力が低下している	(20)	14
一部の相続人が行方不明である	(10)	5
相続人が海外に在住している	(1)	4
遺産の配分方法	(20)	17
遺産の内容を教えてください	(13)	5
遺産を調査する方法	(16)	6
遺産の評価の方法	(3)	3
生前に贈与を受けた相続人の相続分	(10)	10
生前に貢献した相続人の相続分	(1)	5
家業の跡継ぎ	(4)	0
話し合いがまとまらない	(55)	64
その他	(18)	34
<b>負債の承継</b>	(80)	79
相続放棄をしたい	(44)	49
遺産が債務超過である	(11)	5
遺産が債務超過かどうかわからない	(4)	3
債権者から督促状が来た	(9)	5
その他	(12)	17
<b>遺言</b>	(85)	101
遺言を作りたい	(31)	49
遺言が出てきた	(12)	7
遺言を作ったかどうかを知りたい	(0)	0
遺言を作る費用	(0)	0
遺言と異なる遺産分割をしたい	(2)	4
遺言の内容に不満がある	(12)	2
遺言の無効を主張したい	(1)	0
遺留分の請求	(14)	23
その他	(13)	16
<b>葬式・法要・お墓</b>	(9)	9
葬式費用は誰が払うべきか	(7)	5
お墓は誰がみるか	(1)	0
だれが法要の費用を支払うべきか	(0)	2
その他	(1)	2
<b>相続税</b>	(16)	17
その他	(11)	15
<b>総合計</b>	(578)	605

この件数は、静岡県司法書士会が運営する「司法書士総合相談センターしずおか」に寄せられた相続に関する相談を集計したものです。括弧内の数字は平成25年度上半期（4月～9月）の集計結果です。

### 遺言に関する相談が増加

～遺産分割では紛争が増加か？～

高齢社会が到来しています。当センターに寄せられる相談でも、相続や遺言などに関する相談は常に一定の割合を占めています。

平成25年度下半期（平成25年10月～平成26年3月）における相続に関する相談は、遺産分割に関するものが41.8%と最も多く、次いで相続登記に関するもの21.8%、遺言に関するもの16.7%、負債の承継に関するもの13.0%でした。

このように、相談件数の順位は上半期と変わりませんでした。遺産分割の相談が減少し、相続登記、遺言に関する相談が増加の傾向を見せました。

遺産分割に関する相談で特徴的なのは、「話し合いがまとまらない」という相談が4分の1を占め、上半期に比べ増加傾向を見せていることです。

相続登記については登記申請の方法や必要書類の相談が多く寄せられています。これは、相続登記が複雑でわかりにくいということによるものと思われます。

遺言については、遺言を作りたいという相談が増加している一方で、遺留分に関する相談も増加しています。

このほか、相続放棄をしたいという相談も相変わらず多く寄せられており、負債を承継する相続も一定数発生しているようです。

このほか、相続税法の改正により相続税の基礎控除額が引き下げられることから、相続税に関する相談も一定数寄せられています。

### お近くの面接相談は

- 中部相談会場  
静岡県司法書士会館
- 西部相談会場  
浜松市福祉交流センター
- 東部相談会場  
三島商工会議所
- 天竜相談会場  
浜松市天竜区役所
- 下田相談会場  
下田商工会議所
- 細江相談会場  
浜松市北区役所

相談時間のお問合せ・ご予約は  
054-289-3700



### 電話による相談は

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください  
司法書士を紹介しています

## 相続人の一人が認知症、遺産分割の方法は？

【相談】昨年父が死亡したため相続の手続きを税理士さんをお願いしたところ、遺産分割協議書に、相続人の一人である母の署名と押印を求められました。しかし、母は認知症で施設に入っており、家族の名前すら思い出せない状態で、とても署名などすることはできません。どうしたらいいのでしょうか？

【回答】お尋ねのように、判断能力が不十分なため相続手続きなどの法律行為ができない場合は、法定後見制度を利用して本人を支援するための成年後見人等を選任する必要があります。

ります。

法定後見には、成年後見、保佐、補助の3類型がありますが、本人の判断能力の程度に応じて最も適切な制度を利用することが可能です。

成年後見人等は、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮しながら生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行なうことになります。

「生活、療養看護」に関する事務には、介護サービス利用契約、要介護認定の申請、福祉関係施設への入所契約などの法律行為などがあります。また、「財産の管理」に関する事務には、預貯金の管理、年金の受



取り、不動産など重要な財産の管理、遺産分割など相続に関する法律行為などがあります。

成年後見人等の選任は家庭裁判所に申立てをして行うことになりますが、7割程度は親族の中から選任されています。しかし、財産が多額であったり法的トラブルが予想される場合は、親族の後見人を希望していても司法書士などの専門職が選任されることがあります。

## 相続人に未成年者、遺産分割の方法は？

【相談】夫が亡くなり、妻と子供二人（二人とも未成年者）が相続人となった場合、妻は未成年者を代理して遺産分割協議をすることができるのでしょうか。

【回答】未成年者は、法律上の行為を単独で行うことが制限されています。判断能力が不十分である未成年者を保護するため、未成年者が法律行為をする際、親権者が本人を代理して行うように定められています。

未成年者が相続人である場合も、相続に関する手続きは原則として親権者が代理して行います。ただし、

今回のように夫の遺産に関する分割協議においては、妻は相続人としての立場と子供らの代理人としての立場を兼ねることになります。

このような状況では、たとえ親権者であっても、子供の利益が十分に守られるよう適切な行動を取ることができない可能性があります。そのため、家庭裁判所に申し立てることにより、遺産分割協議について妻以外の方を「特別代理人」として選任してもらわなければなりません。

また、一人の特別代理人が二人の子供を代理することもまた、同様の問題が発生しますので、それぞれ別



の特別代理人の選任が必要です。

特別代理人には、本人に不利益が生じないように注意を払う必要があります。家庭裁判所は、遺産分割協議案の内容を十分に検討し、未成年者が少なくとも法定相続分に相当する遺産を確保できる内容となっていない場合には、分割方法について再考を促すのが一般的な取扱いのようです。

## 第2回「HANREPO」

昨年11月号で、平成25年度上半期の相談センターに寄せられた相続に関する相談内容を集計し「相談センター半期レポート」（愛称 HANREPO）としてご報告いたしました。

今回は、その2回目。平成25年度下半期分をとりまとめました。

相談センターへ寄せられる事案だけでなく、私たち司法書士が日々の実務において取り扱う事案の中にも、さまざまな要因によって簡単には解決できないような相続案件が増えているように感じています。

司法書士総合相談センターしずおかでは、「相続の専門家」として、今後も一層、県民の皆さんの相続に関する相談にお答えして参ります！！

司法書士総合相談センターしずおか  
電話相談はこちらへ！ 054-289-3704

☑️相談は無料です！！

### 相談会のお知らせ！

本号でも取り上げたように、相続に関する相談のほかにも、成年後見に関する相談が増えております。

皆さんのニーズに対応するため、**司法書士総合相談センターしずおか**における電話相談では、**毎週火曜日**に成年後見制度に専門的に対応するための体制を整備いたしました。

ぜひこの機会に、**司法書士総合相談センターしずおか**の電話相談をご活用ください！